

## 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部改正について

### 1 改正の理由

国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「基準省令」という。）の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

### 2 改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定します。

なお、基準省令の改正内容は、今後、変更となる可能性があることから、本市が定める規定についても変更となる場合があります。

#### (1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 管理者の兼務範囲の明確化	全地域密着型介護予防サービス	管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	管理者による他事業所の職務との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととする。
イ 身体拘束等の適正化の推進	介護予防認知症対応型通所介護，介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	身体拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。委員会の開催については、テレビ電話等の活用も可能とする。 (1年の経過措置期間を設ける。)

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容	
		基準省令(案)	水戸市が定める基準
ア 重要事項の掲示	全地域密着型介護予防サービス	重要事項(運営規程の概要, 職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの)について, 書面掲示に加えて, インターネット上で情報の閲覧が完結するよう, 原則としてウェブサイトにも掲載する。 (1年の経過措置期間を設ける。)	基準省令のとおりとします。
イ 介護現場の生産性の向上	介護予防小規模多機能型居宅介護, 介護予防認知症対応型共同生活介護	事業者は, 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置するものとする。 (3年の経過措置期間を設ける。)	基準省令のとおりとします。
ウ 協力医療機関との連携体制の構築	介護予防認知症対応型共同生活介護	事業所内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に, 協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう, 在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために, 入居者の病状の急変が生じた場合等において, 医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずるよう努めることとする。	基準省令のとおりとします。
エ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携		新興感染症注1の発生時等に, 事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため, 第二種協定指定医療機関注2との間で, 新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また, 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては, 当該第二種協定指定医療機関との間で,	

	<p>新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。</p> <p>注1 SARS（重症急性呼吸器症候群）、ウエストナイル熱など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。</p> <p>注2 協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。</p>	
--	--	--

※「水戸市が定める基準」について、その内容により、規則等において規定する場合があります。

### 3 施行期日

令和6年4月1日